

## 和名抄地名新考(五)

工藤力男

はじめに

同題の旧稿(2003)(2004a)(2004b)(2005b)をうけて、和名類聚抄の記載順に、すなわち山城国、大和国に続く河内国の地名を考える。参考文献の略称などは旧稿に準ずる。

日本語学の視点からすると、大和国には山城国に比べて考察の食指の動く対象がさほど多くなかった。国ごとに異なるこの傾向はもとより偶然の結果であろう。河内国も大和国に似て、考えねばならぬ地名、考えてみたい地名がさほど多くない。だがそれが意外に手ごわく、容易には解決に至らない。わたしは三十数年前、当国の全郡郷名をあらあら調べたことがある。手ごわいというのはその時の印象であるが、長いとしつきをへてもその困

難さは一向にかわらない。そこで、現時点での自分の考えを記して、解決を後学に委ねようと思う。

さて、個別の考察に移るまえに、あえて一条を設けるに及ばないと判断したいくつかについてのべる。左記の各郷の訓の差は故地の比定に関わることがないので、歴史学では全く問題にならないが、郷名の読みかたについて解釈がわかれたものである。訓は高山寺本・大東急本・名古屋市博物館本の順で掲げ、斜線以下は近代の他の諸書の訓である。

鳥坂郷（大縣郡）／トリサカ・トツサカ・トサカ

玉祖郷（高安郡）多万乃於乎・多末乃於也・タマノヲホ／タマノヤ

豊浦郷（河内郡）／トヨウラ・トヨラ・トユラ

石井郷（讀良郡）／イシキ・イハキ

井於郷（志紀郡）為乃倍・井乃倍・イノへ／キノウへ

土師郷（丹北郡）／ハニシ・ハジ

「鳥坂」の三様の訓は、それぞれ原形、促音便形、促音の無表記で、いずれも可能である。トサカは、奈良平安時代なら、「鳥」の訓トリの被覆形「ト」の蓋然性もあるが、近代の訓でそれはありえないだろう。「玉祖」の高山寺本の訓の「乎」は「也」の誤写であろう。同本は伊勢国員弁郡「美耶」の訓も「美乎」とするが、大東急本の「三也」で訂正できる。名古屋博物館本の訓のホはヤの誤写であろう。近代の訓との違いは、タマノーオヤ間で母音の縮約がおこっていたか否かの差である。「豊浦」は、ヨーウの母音連続における、原形、後項頭音の脱落、複合部における母音縮約形の違いである。「石井」は、大東急本に石井郷が十一、磐井郷が一つあり、石

井にはイシキ・イハキ両方の訓があつて決め手を缺く。日本語学の視点からは、イシキの蓋然性がいくぶん大きいかという程度のことしかいえない。諸書も遺称地を未詳とするので、断定は控えるほかない。「井於」は、大東急本の五つの井上郷がキノへとよむ訓を有し、高山寺本に唯一の訓をもつ甲斐国山梨郡の井上の訓と合致するので、これに準じてキノへとしておくが、原形キノウへの蓋然性を否定するわけではない。「土師」地名全体において、和名抄で高山寺本・大東急本の訓が一致するのは、和泉国大鳥郡土師郷の波迹之・波尔之である。大東急本は他の箇所「土師」に波爾之・反之・波之の訓もあつて、やはり原形・撥音便形・ハジまでのいろいろな語形が予想されて、一つには絞りきれない。

地名表記が確立した時点では原形であつた蓋然性が大きいが、和名抄編纂の時点にいずれが行われていたかを言いきることは難しい。同時代であつても人によつて呼び方の異なることもある。近くは、都内を循環する鉄道の「山手」線がヤマテとヤマノテにわかれる例がある。岐阜県「各務原」市は、市民のあいだでも呼び方がゆれている。市は正式名称をカカミガハラとしているが、市民は、カカミハラ／カガミハラと呼ぶことが多く、ここで発行される俳句誌の名は『鏡野』である。古代、この市域は「各務」の表記でカカムとよばれる郡であつたが、和名抄には「加々美」の訓が付せられた。九世紀初めまでにカカミに変化してからは、既知の語への有縁性を求めて、第二拍が濁音の「カガミ」とよばれた時期がある、とわたしは考えている。こうした事情も考慮しなくてはならないのである。なお、この郡郷名については工藤(1981)で言及したことがある。

なお、これまで用いてきた書名の略称のほかに次の五点(矢印下)を加える。

名古屋博物館本『和名類聚鈔』↓名博本

日本古典文学大系『日本書紀』↓『古典大系書紀』

新編日本古典文学全集『古事記』↓『新編全集古事記』

新編日本古典文学全集『日本書紀』↓『新編全集書紀』

新日本古典文学大系『続日本紀』↓『新大系統紀』

## 考 察

### 河内国

#### Ⅰ 河内国

現代の呼称はカワチであるが、大東急本の国郡部に「加不知」の訓、郡部に「与国名同」とある。『地名辭書』が標目「河内」の左右にカフチ・カハチと振仮名するのは、そのあたりの事情が反映しておもしろい。いつ、いかなる原因で現在の形になったのだろうか。同じ表記の地名と氏は全国に多いが、地域差と時代差が絡んで読みかたはさまざまなので、個別に処理するほうが現実的である。

奈良時代の文献に「凡川内国造」（記・神代）、「大河内直味張」（安閑紀元年）などがみえる。凡川内国造家は天津彦根命の子孫と伝え、この地域に勢力をばった豪族である。氏の上の「大／凡」は、百済系帰化人の河内直家との違いを示すために土着の豪族が自らつけた美称的な接頭語であろう。地名表記は、この美称を省いて「河内／川内」だけを対象にすればよいわけである。

新羅日本府の河内直には、欽明紀二年七月条にみえる百濟本紀の「加不至費直」が相当するとおぼしい。萬葉集に普通名詞として意字表記の「山川之清河内」(三三六)・「芳野川多藝津河内」(三八)がある。それは仮名書きの「清きカフチ」「たぎつカフチ」各一例によって、カフチの語形が確認できる。当国名もこれに準じて考えてよいだろう。

三卷本『色葉字類抄』国郡部「カウチ」など、平安時代後期の文献にカウチの形がみえるのは、この時代に生じた音韻変化、語中尾のハ行音がワ行音に転じたことの反映と解して矛盾しない。十六世紀半ば、元龜二年京都大学本『運歩色葉』(1571)にはカウチの仮名がある。辞書・類書は規範的なたちばであまれて依拠資料の影響を受けやすい。『拾芥抄』は、室町中期書写の大東急文庫本、天正十六年吉田梵舜書写の尊經閣文庫本(1584)ともにカウチである。

節用集はむしろ音転後の語形を伝えている。上引『拾芥抄』に先んずること一世紀の文明本節用集ではイ・カ・タ三部の天地門に「河内」がみえ、いずれもカワチの仮名を付す。『拾芥抄』と節用集の文献の性質の差が表われたと見るべきなのだろう。以下の節用集諸本はカワチ／カハチの訓をとどめている。十六世紀末に明人の著わした『日本風土記』の表記は「茄懐知」で、かの国の人の耳はカワチと捉えたようである。それより少し遅れるキリシタン資料は、『落葉集』(1598)には伝統的な仮名表記「かはち」、ロドリゲス『日本大文典』には“cauchi”とみえる。朝鮮資料『捷解新語』原刊本の仮名表記「かわち」はハングル表記と合致する。

平安時代後期のカウチ(Kauchi)において、母音連続auはa—uと割って発音されていたが、鎌倉時代には次第にひとつづきに発音されるようになり、やがて長音「オー」が成立する。カウチから転じた新しい語形「コ

「チ」には、河の文字の喚起する音形カワもカも含まれていない。人々はそこに違和感を覚えたに違いない。そこで、河の文字をよむことでカワチの形がうまれた、そうわたしは解釈する。

## 2 石川郡紺口郷

当郷の名も、歴史学の側にはほとんど問題がないだろう。ここに取りあげるのもっぱら日本語学の関心からである。『地名辭書』は当郷標目の右と左にコムク・カムクと振仮名する。この二様の呼びかたはなぜ生じたのだろうか。

古代の資料は豊富なのだが、年代が異なると表情もかわる。『池邊考證』に網羅された十数個の用例をまとめると、当郷に関わる表記は「紺口・高目・澗来・感玖・咸古」の五種になる。紺の漢字音はm韻尾を有し、口の呉音はクなので、紺口はコムクとよめる。古事記応神天皇段の「高目郎女」が、応神紀二年四月条に「澗来田皇女」とあるので、田の有無の差はあるが、同一皇女の異表記とする解釈は支持できる。以上の三つはコムクとよむことを妨げない。問題は「感玖・咸古」である。

初めに延喜式神名帳の「咸古神社」「咸古佐備神社」にみえる咸古を扱う。万葉仮名としての古は、コ甲類／コ以外の用例が報告されていないので、この神社名の「古」もコの表記とみてよいだろう。古代から中世まで日本語に多くみられたオ列音とウ列音の交替現象によると解釈しうることは、日本語史学の常識である。よって、下字は母音交替によって、ク／コの両形が出現したと理解できる。

「感玖」は、仁徳紀十四年、難波京の土木工事の記事「大溝を感玖に掘る」にみえ、高目郎女／澗来田皇女の

名もこの地名によると考えるのが一般である。この感と神社名の咸は、『廣韻』〔覃〕韻の字で、万葉仮名としては呉音コ甲ム、漢音カムで実現することが自然なので、他の表記と矛盾しない。ただ、感・咸とも、呉音を負うて用いられた実例が他にない点が不審なのである。仏書・経典の音義類にもみえず、呉音でよまれた仏教語の存在もしらない。現行の漢字辞典にも呉音「コム」をのせないものが多い。そうした状況にあつて、現在の徳之島とされる島の名が、続日本紀の文武天皇三年七月十九日条と靈龜元年正月条に「度感」とみえる。現行のテキストの訓はトカムが多い。『地名大系』は訓をつけずに、『海東諸国記』に度九島、「中山世譜」に度姑とあることを紹介したのは、トコム説に傾いていたのだろうか。『角川辞典』は「とかん」と訓じている。熊谷幸次郎『新訂續日本紀索引』に「とこ」とするのは中途半端である。続紀編纂の原資料に「度感」とあつたと考えるのが自然なので、呉音でトコムとよむべきだ、これが私見である。

右にのべたように、感・咸の呉音はほとんど用いられた形跡がないので、神社名の咸古がカムク／カンクとよばれるのは当然の成り行きであつた。郷名の「紺」の漢音カムも実際に用いられた形跡がない。

### 3 石川郡新居／雑居郷

「新居」は高山寺本・名博本、「雑居」は大東急本・元和本の本文である。

近代の諸注のうち、『地名辭書』は和名抄の孤例となる「雑居」の本文をとり、諸蕃雑居の地と解してサハキと訓じた。サハは雑を二音節音仮名とし、キは居を訓よみしたものである。既にいくたびかのべたように、和名抄地名に音訓交用表記はごく稀なので採りがたい文字であり、説である。『地理志料』以降の諸注は高山寺本の

「新居」を採る。

新居郷は古市・河内両郡にもあり、伊豫国新居郡の元和本の訓「尔比井」によってニヒキとよむのが一般である。だが、古代地名「新居」の訓をこれと断言することはかなり難しい。新居とその類似の郷名「新家・新井・新屋」があり、それに対する和名抄の訓はニヒキ・ニヒノキ・ニヒノミ・ニヒヤで、著しく錯綜している。しかも、近年、奈良県明日香村の石神遺跡から出土した天武天皇十四年の木簡に、「乙酉年九月三野国不□／評新野見里人云々」の記事があり、これは和名抄の美濃国不破郡新居郷にあたると考えられる。それらをふまえてわたしは、工藤 (2005c) に次のようにかいた。

同じ表記の地名がこれだけ散在するのは、各地で独自に名づけられたのではなく、制度的な命名だと思いが、近年の歴史家は固有名詞としてとりあげる以外に関心を示さず、歴史辞典類から教えられることはない。

よって、現時点では「訓義未詳」とするほかないのである。むしろ、当国の古市・河内両郡の新居郷も同じである。

#### 4 古市郡尺度郷

諸本「戸度」に作るの不思議というほかなく、相模国高座郡・伯耆国汗入郡の「尺度」と同じ郷名の誤写とすることで諸説が一致している。ここに取りあげたのは、『池邊考證』が史料とした四例のうちの一つについて考えるためである。

同書は、尺度郷（西琳寺縁起所引『天平十五年帳』）・尺度池（続紀、天応元年）・河内坂門原陵（清寧紀五年・延喜



式諸陵寮)のほかに、酒人造(新撰姓氏録、河内国皇別)をあげている。酒人造は、『地名辭書』の「河内国皇別酒人造、日下部同祖、彦坐命子狭穗彦命之後也」をうけたのだろう。『地理志料』も姓氏録をひくが、「坂戸」物部、饒速日命、從臣坂戸、天物部之後貫于本州、即居此」として出自が異なるとし、また萬葉歌「美麗物いづく飽かじを坂門等之角のふくれにしぐひ逢ひにけむ」(三三八二)とその左注によつて「有尺度娘子、亦本土人」とするだけで、酒人氏とは関連づけけない。

奈良時代の文献に「酒人」の例は少ない。継体紀元年三月の皇子女を次第する条に、根王の女・廣媛所生の二子のうち、長子が「酒人公の先」であるとし、天武紀十三年十二月、五十氏に宿禰の姓を賜うた記事の中に「中臣酒人連」がみえる。前者は、寛文版本の漢字の左にサカウトノキミの訓があり、後者には北野本の訓サカヒトノがある。この訓に関連してみておくべき記事、崇神紀八年四月の「高橋邑の人活日を以て、大神の掌酒とす」がある。「掌酒」には「佐介弼苜」の訓注があつてサカビトとよませている。

問題は、姓氏録の編纂時、果して酒人がサカトとよばれ、尺度と関連づけえたか、ということである。そこで「人」を下位要素とする複合語をみると、古人、宇治人などの不連濁形一ヒト、商人、家人などの連濁形一ビトがほとんどである。トノドの形になった語は、旅人、盗人、文人しか知らない。これらは、複合部分で、ピーヒ、ミーヒと連続した唇音の音節が一つになったもの、と解釈すべきである。酒人をサカーヒトとよんだにしても、複合部分にかかる音変化は期待しえない。

萬葉歌「東人の荷前の箱の緒にも妹は心に乗りにけるかも」(二〇〇)の「東人」の訓はアツマツ・アツマヒトのいずれかという議論がある。これについて『時代別国語大辞典上代編』の記述を参照して考える。十卷

本和名抄には人倫部の「辺鄙」を「阿豆万豆」とよみ、「今案俗用東人二字其義近矣」と説明する。観智院本名義抄には「辺鄙 アツマト アツマヒト」、興福寺本大慈恩寺三藏法師伝の傍訓に「鄙<sup>アツマツ</sup> 諸国」とある。これらの用例から、同辞典は語末のツ・ドは人ではなく、「所の意のド・ツかもしれない」とし、名義抄の訓は「東国（人）だけを指す意から一般に田舎人の意に」移ったことを示すのかもしれないとする。この記述は慎重ながら正鵠を射ているとわたしは思う。

この東人は奈良時代の人名にもみえる。大宝・養老の戸籍、山背国愛宕郡雲上・雲下の両里の計帳から、「人」を下部要素にもつ人名を拾いあげた筏敷（1966）には三十一種ほどがみえる。さらに年次未詳の戸籍とその他の計帳を繰ると、なお十種ほどを拾うことができる。当面の酒人、エミシとよまれたに違いない毛人もある。そのほか、赤人はアカヒト、兼人はカネヒト、掠人はクラヒトなど、「人」はヒトとよむのが一般であろう。さて酒人はサカトなのだろうか。

「六人部／身人部」はどうかという人もあるだろう。そもそも未詳の品部である六人部／身人部を歴史家はムトベと読んで疑わないが、果してこれは確かなのだろうか。日本語の数詞を広範に研究した安田尚道氏の人数詞に関する論（1991）によると、ヒトリ・フタリ・ミタリ・ヨタリまでは確かな表記例があり、五人には不確かなイトリがある。六人には、日本書紀の「六<sup>ム</sup>口」などがあり、ムユノヒトあるいはムユヒトと言ったのだろう。

「中世以後の文献に見られるムタリはこの言い方が忘れ去られた後に作られたものであろう」とする。この説の唯一の問題点は、「身人」の表記からムユノヒト／ムユヒトを導くことの難しさである。安田氏はその論文の注8で、現代の姓に、六人部（ムトベ・ムヒトベ）・身人部（ムトベ）・六人（ムトリ）などがあるが、ムトベはムヒ

トベの転と見るべきだと思ふ、とした。

この難点を克服する妙案がわたしにあるわけではない。だが、「身人部」という表記が成立するには、日本人の言語運用において、「身」の和訓の露出形ミ乙類と、被覆形ムとの母音交替の機能していることが必要である。新撰姓氏録のあまれた平安時代初期まではその可能性があったとすると、ムヒトベの蓋然性が最も大きいのではないだろうか。とまれ、平安時代初期に六人部をムトベとよんだとする歴史学者の説には従えない。

酒人は、上引の、崇神紀「掌酒」と訓注「佐介弭昔」に従つてサカビトと読むのが筋なので、わたしはこれを尺度の異表記とは見ない。

5 大縣郡

よみは諸書でオホアガタとオホガタにわかれている。それだけなら、「はじめに」で扱つた「豊浦」などの同類であえて一項を設けるに及ばないが、当郡にはそれではすまない問題がある。近年の注、例えば『地名大系』には左記のようにある。

訓は高山寺本に「オホカタ」、東急本国郡部に「於保加多」、「拾芥抄」に「オホアカタ」とある。本来清音であつたが、近代の郡名の訓は「オホガタ」(内務省地理局編纂「地名索引」)。

右の、本来清音云々は、古代中世の仮名表記の習慣に引きずられた解釈であろう。建郡当初は「縣」の文字に即したオホアガタが行われ、次第に母音縮約が生じて、中世にはオオガタに転じたと解釈することにさして無理はない。『拾芥抄』のように文字に即してよまれて古形に戻ることがあるのは固有名詞の常である。

新撰姓氏録の河内国神別に「大縣主」がみえ、続日本紀の神龜二年六月条に「和德史龍麻呂等三十八人に姓を大縣史と賜ふ」とあることから、大縣氏の居住に因む郡名とするのが自然である。ところが、続紀の養老四年十一月乙亥条に、堅下・堅上二つの郡を併せ、更めて大縣郡となづけた、とある。『新大系統紀』はこれに「おほかた」の訓を与え、堅下・堅上「両郡は他にみえない」「姓氏録河内神別に大縣主がみえる」と補注する。以下、姓氏の大県は「おほかた」、郡名のそれは「おほかた」と読みわけようと努めている。天平六年四月甲午条の郡名「大県」は校正もれであらう。

大縣郡の初出以前に堅下・堅上両郡の所見のないことが隘路であつた。かつて、安寧天皇代に片塩の地に都を遷して浮孔宮と言ひ（日本書紀）、古事記は「片塩浮穴宮」と書いていることから、その片による堅だとする『地名辭書』『地理志料』の解釈が行われた。『地理志料』は、下総・土佐の両国にも「大方郡」があることを根拠の一つにあげた。このばあい、堅から導かれる語形カタと、縣から導かれる語形アガタ／ガタとのずれをいかに処理するかが問題であつた。

この宮の所在地に関して、『古典大系書紀』は『大和志』の大和国葛下郡説と『地名辭書』の河内国大縣郡説を併記したが、『新編全集書紀』は前者しかあげていない。そこで、歴代の皇都の所在地をみると、初代神武天皇から第十四代仲哀天皇の皇后神功まで大和を出ることがなかつた。第三代の安寧天皇だけが隣国河内に都をおく必然性が認められず、片塩と堅を結びつける必要はないだろう。すると、堅上・堅下両郡の堅を、大縣郡のアガタの抛り所とする根拠は見あたらない。日本語史において、堅の訓カタ、縣の訓アガタはともに安定していた。時間が経過すれば、大―堅の複合による後部要素カタの連濁することは十分に起こりうるが、大縣の喚起する語

形オホアガタにはなお遠い。かくて、大堅すなわち縣なりとする論拠を組みたてることは難しい。

堅上・堅下二郡が合して一つの郡になったにしても、何か新しい資料でも出ないうちは、その堅を大縣郡あがたの縣あがたと関連づけて解釈することは避けるべきであろう。

## 6 河内郡大戸郷

新撰姓氏録、河内国皇別にみえる朝臣「大戸首 阿閉祖同祖 大彦命男比毛由比命之後也」によって、ここが大戸氏の本貫だとされる。地名としての初見は、永保元年「河内国石凝寺々地等免判状」の「大戸郷碓井里」である。また、ほぼ同時期の延久四年九月五日付けの太政官牒に、石清水八幡の宮寺領である林燈油菌の散在地「大江里」とあるのを、『枚岡市史』は大戸里だとした。『地名辭書』はオホへの訓を付し、『地理志料』の万葉仮名表記「於保倍」はオホへののだろう。和名抄で第二字を「戸」でかく郡郷名のうち、大和国の坂戸郷が坂門ともかかれたように、戸がトに当てられたこともあるが、餘戸・神戸をはじめ、山城の鳥戸郷、大和の城戸郷などへとよむ郷名が圧倒的に多い。したがって当郷の訓「オホへ」は自然である。

近年の地名叢書はいずれの時点での読みかたか明示せずに、現代の読みかたであることを暗黙の了解としているふしがある。これでは和名抄編纂時の語形が復元できず、その地名の歴史をたどることも、故地の同定も難しくしてしまう。『角川辞典』はオオエ、『地名大系』はオオベとよむ。前者は上引太政官牒の大江里が大戸里だとする『枚岡市史』をひいている。後者は「平安時代に成立する広大な大江御厨は大戸の地を含むと考えられる」とするだけである。日本語学の学徒としてその点を少し考えてみたい。

歴史学の知見によると、「大江御厨」は河内の大和川一帯から河口の摂津に及ぶ地を広く領有した庄園で、延喜式の「河内国江厨」を前身とし、庄園整理令直後の延喜五年に設置されたようである。すなわち、制度の変化に伴って規模の拡大、組織の改変があり、名称も河内国江厨から大江御厨にかわったと考えるべきであろう。延喜のころの中央日本語の音韻体系を考えると、ワ行のエ（we）はもとより、ア行のエ（e）とヤ行のエ（ye）も区別されていた。ハ行音の転呼はようやく起り始めたばかりである。平安時代初期の大戸（オホヘ）と大江（オホエ）は別語であり、ハ行音が転呼しても、まず実現する音形はオラエであつて、大江と同定するにはなお遠い。馬淵和夫（1971）は、イとヰ、エとエの混同がおこるのは鎌倉時代にはいつてからだろうという。

もし郷名表記が成立した時の語形がオホベであつたら、大江には転じえないことにも注意しなくてはならない。本条冒頭に引いた新撰姓氏録の「阿閉祖」の阿閉は、古代文献に敢・阿倍・阿部などとかかれた。現代人には敢・阿閉の読みかたは難しいが、阿倍・阿部なら、ためらわずアベと読むことができる。語中や語末のハ行音は今なお不安定である。アヘがアベに転じて安定したように、オホベなら既に安定しているので、何もオホエに移る必要はなかったのである。

大江御厨の範囲に大戸郷が含まれていたとする解釈、すなわち郷域に関する『地名大系』の記述でとめておくべきであろう。

## 7 讚良郡

当郡の名は、訓字表記が更荒郡（欽明紀廿三年七月）・更占郡（西大寺資財流記帳）・更浦郡（法隆寺伽藍縁起并流

「記資財帳」と多彩である。前者は「サラアラ」の、後二者は「サラウラ」の、それぞれ約音を期待したものである。一方、当地に因む人名表記、持統天皇の名「娑羅々皇女」(天智紀七年二月)と佐良良連(新撰姓氏録河内諸蕃)は、音仮名表記でサララの形を伝える。前者を持統前紀に「鷓野讚良皇女」とかいたのは、サララを二文字化したものとおぼしい。地名表記が訓字から音仮名にかわり、しかも嘉字をもつてするのは奈良時代の政策によるらしいなので、持統前紀の「讚良」は早すぎるようである。後世の潤色かもしれない。

讚良の読みかたは意外に早く混乱しはじめ。大東急本の訓は佐良々、名博本・三巻本色葉字類抄もサラ、だが、高山寺本はサ、ラとする。当本の傍訓がいつ誰の手によるかの判断は難しい。混乱の原因は万葉仮名「讚」の用法にあったことは動くまい。

宣長、義門らが明らかにした、地名における万葉仮名の用法は日本語史学の常識である。すなわち、n韻尾の漢字はラ行音の表記に転用することがあったというのである。和名抄地名で周知のものは、平群(群↓グリ)・敦賀(敦↓ツル)・駿河(駿↓スル)などである。ほかに、犬飼隆(飼↓リ)が取りあげた藤原宮跡出土木簡の伊看我評(看↓カル)もある。同評は、兵庫県山垣遺跡出土の奈良時代木簡に「伊干我郡」ともある。「讚」に関しては、犬飼氏の驥尾に付して工藤(1988)に論じた平城宮木簡の讚信郡(讚↓サラ)が支えになる。

時が流れて万葉仮名による古代地名の表記原則が遠い過去のことになると、讚良をサララとよむことは難しい。せいぜい讚はサ、良はラとしかよめない。『地名辞書』は「後世訛りて佐々良と曰ふ」として、『新撰和歌六帖』の歌「笹分くる音もささらの河内路に駒を早めてけふも暮らしつ」(藤原行家)をあげた。この歌は『歌枕名寄』にも載る。だが「ささら」が確かに地名「讚良」を指すとしたら、「河内」は国名であろうか。『新編国歌大観』

新撰和歌六帖の底本は飛鳥井雅綱・近衛植家筆本の日本大学総合図書館蔵本で、「ささらのかふち路」に異文「ささらのこほり路」のある旨が記してある。正文は郡名が国名を修飾する点に疑義がある。異文ならその疑義は消えるが、そもそも「なにがしの郡路」などという表現が古代和歌にありえたのだろうか。諸本を細かく検討したうえならでは断言しえないが、本文はいずれも怪しい。平安時代中期以降の人々に、地名解釈に付き物の有縁化という語源意識がはたらき、サララに近い語形の日本語として選んだのが、親しい楽器「ささら」であった、と解してよいだろう。

右のような事情で後世いたく混乱したが、古事記の建内宿禰の子「佐和良臣」、姓氏録の「河内国皇別、早良臣」、和名抄の「筑前国早良郡」、続紀の「佐波良臣静女」について、『地名辞書』が「和波相通」とし「凡地名には古今の転訛仮字の精粗ありと雖、讀良の如き其尤なりと謂ふべし」というのは、日本語史のたちばからすると余りにも早すぎるものである。

## 8 山家郷

日本語学のたちばからは明快な郷名であるが、歴史学の側からみるとまた異なるようである。『地名辞書』はヤマへとよんだが、『地理志料』は他国の同じ郷名の訓「也萬以倍」「也末無倍」によって、『倭訓栞』の説、すなわち山部氏の居所に発する郷名なのだが、桓武天皇の諱によって「山家」にかえたことをひいている。

天平十八年の平城宮木簡に既に「山家」とかかれている。もとより断定は控えなくてはならないが、和名抄の地名表記の原則からみて、音訓交用になる『地名大系』のヤマガ、「家」をべとよむ『角川辞典』のヤマベとも



に否定されることになる。上総国周淮郡山家郷の高山寺本の訓「也萬以倍」によるのが無難である。もとより、イへが縮約した、『地名辭書』のヤマへもありうる。

## 9 茨田郡

元和本の郡部に「萬牟多」、名博本に「マイタ」の訓がある。『地名辭書』は左に「マツタ」、右に「マムタ」と仮名をふった。この辞書では、左が平安時代の訓、右が明治期の訓である。明治期の訓の「ム」は「ン」に同じと解してよいだろう。『拾芥抄』の諸本は「マウタ」の訓をもち、「マムタ」を併記する本もある。

古代史学からの説明には特に異論のない地名である。日本語史学の側からは、本居宣長『古事記傳』三十五之卷、茨田の堤の築造に関するくだりの説明が受けつがれてきたが、細部には疑問なしとしない。宣長が言うには、植物の茨はウバラ／ムバラといった。マムというのはやや後の変化した形であろう。初めからマムタだったら、茨田と書くはずがない。本来ウバラタだったのだが、ウを省き、バをマに転じ、ラを音便化してムといったのだろう。日本後紀の「延暦廿三年改<sub>テ</sub>茨田親王名<sub>ヲ</sub>為<sub>ス</sub>萬多<sub>ト</sub>」とある改名記事はその証拠である。

古代文献の茨は、萬葉歌(四三三三)に「宇万良」、新訳華嚴經音義私記に「棘 宇末良」、新撰字鏡に「蕪 宇波良」、本草和名に「宮実 一名牆薇、一名牆麻、和名 宇波良乃実」とあって、ウマラ／ウバラの両形があり、イバラの出現は十六世紀まで下る。第二拍にマとバの両形があるのは、mとbの唇音による交替であって本質的な違いはない。語頭のウは、m／bへの入り渡り音に近いもので、弱い音声で実現するのが普通であったろうと考えることも日本語史学の通説である。平安時代の仮名文献では、第二拍にマ・メ・モがあると、語頭のウ

は「む／ん」で書かれたことも、そのことを裏付ける。

宣長の撥音化説に対して促音化と解釈する説がある。『新編全集古事記』の仁徳天皇段、茨田堤・茨田三宅築造記事で、茨田を「うまらた」とよみ、頭注に左のように記す。

道円本『和名抄』にマムタとあるが、ウマラタ↓マラタ↓マツタとなり、その促音をムで表記したと考えられる。

『新編全集書紀』は、この箇所に対応する仁徳紀十一年条の茨田を「まむた」とよむ。この叢書の記と紀で解釈がわかれたのであるが、担当者が違うのだから、無理もない。

右に引いた「促音をムで表記した」という和名抄のムの原文は万葉仮名「牟」である。和名抄の万葉仮名のうち、高山寺本の「牟・无」、大東急本の「牟・無・武」の扱いには特に注意を要する。そこで、語中拍に限ってその一端を覗いてみよう。大東急本・元和本の訓を基準にして、高山寺本に訓があればそれをそえる。

桃生 毛牟乃不（陸奥国）

河内 加無知（隱岐国隱地郡）

埴生 波牟布（下総国）

日野 比无乃（信濃国高井郡） 寶能

これを見ると、仮名「牟／無／无」の音価を特定することの難しさがわかる。

マラタ↓マツタ／マンタの変化を説明するには、ラの音転を証明しなくてはならない。その手がかりを求めて、和名抄の地名から、ラ行音が転じていたらしいものを拾ってみる。やはり高山寺本に訓があればそれをそえる。

榛澤 波牟佐波(武蔵国)

度津 和多無都(參河国宝劔郡)

芹田 世无多(信濃国水内郡)

苺田 加无多(安藝国高宮郡) 葛太

建部 太介无倍(伊勢国安濃郡) 多計倍

いずれも狭い母音をもつ拍のり・ルに生じた音転の例である。苺田における高山寺本の訓は、陸奥国「刈田」郡の元和本の訓と同じく、讚岐国「刈田」郡の元和本の訓「葛多」、近江国栗太郡「治田」郷の両本の訓「發多」も同類である。

地名の変化は地域性が高くて全国一律に論じえないことは工藤(2005a)にもかいたことである。したがって個別に考えるのが無難である。当郡は、三卷本色葉字類抄「加」部の「国郡部」に「マツタ」の訓でのつている。当書の仮名の傾向からみて、これは促音と解釈してよさそうである。一方、上引『拾芥抄』両本の訓はマウタである。

宣長『漢字三音考』、鹿持雅持『雅言成法』など、概して近代以前の研究者はマンダ、岸田武夫『国語音韻変化の研究』(1984)など、近代の研究者はマツタと読む傾向があるようだ。欽明紀二年、小姉君所生の「茨城皇子」が、古事記欽明天皇段には「馬木王」とある。同一人の名が伝承のあいだに変化したものかとされ、それぞれウマラキ・ウマキとよまれる。ラの拍がない後者は、ラ脱落・促音・撥音のいずれなのか、「茨田」の訓の变化と同様に解釈は難しい。

平安時代に生じた特殊拍(促音・撥音)は表記法が長く定着せず、イ・ウ音便形も似た事情にあった。さまざまに表記されたハ行四段動詞音便形の実例を山口佳紀(1972)から借りて示すと、喚ーヨハウテ(ウ表記)、欲ーネカフテ(フ表記)、尚ーネカテ(零表記)、従ーシタカムテ(ム表記)という状況であった。実際の音価については古くから議論が続いている。ハ行動詞音便形のム表記を、「主水」が「もんとり」となる変化を例に解いた金児祝夫(1947)は次のようにいう。

ヒの子音が撥音化し、狭母音イを同化してしまつたといひ得る。又、此の撥音は先行のウ音便より出たとも考へられる。両音の調音の差は極めて僅少で、聴覚印象も近似して居る。そのため龍膽は「りうたむ」「りうたん」「りんたう」「りうたう」等様々の形をとり、林檎が「りんこう」「りうこう」の形を持つてゐる等の類例は、字音及び国語にその例が極めて多い。

結局、茨田の訓について日本語史学のたちはから明快な結論を導くことはできない。だが、和名抄時代の形としては、右の龍膽などと同じように、従来の日本語の一音韻としては捉えきれない、ウとも促音とも撥音とも解釈しうるような音だったのでなからうか。それらが一つの拍として日本語音韻体系に定着する以前の実態だったのだと解釈したい。なお、名博本のマイタは扱いが難しい。ウ・イともに狭母音であるが、管見のかぎりでは孤立する訓なので、誤写とみてよいだろう。

## 10 交野郡

延喜式神名帳に「片野神社」があるが、続紀の表記が「交野」だけであるのは、これが公式の表記だったから

であろう。交野以前の例は、天平六年の造佛所作物帳らしい紙面に「肩野郡」がある、と『池邊考證』はいう。その後、長屋王家木簡に「自肩野津進上」の文字の残る木簡が出土し、その下の十二字分の墨痕の五つについて、奈文研(1993)は「内国肩野郡」と推読した。私的には「肩野」も行われたのだろう。

元和本郡部の訓「加多乃」は現在まで安定した称である。わが関心は「交」を「かた」と訓ずることの根拠にある。『地名辭書』は「交は交迭の字義に仮る。迭古訓カタミ」とする。漢字の訓話のたちばではそれで十分だが、わたしはその古訓の用例を確認したのである。現代なら「交互」の表記が親しい漢語「交迭」に対応する和語「かたみ」は、平安仮名文の用語であり、漢文訓読語「たがひ」と文体のうえで対立する語であった。

『地理志料』はもつと詳しく、日本書紀に「交」をカテとよむこと、萬葉歌に合、文選に雜・糶の字があり、すべて混和の義で同訓だという。日本書紀の例は推古天皇三年四月条にある。淡路島に漂着した香木「沈水」を、島人がそれと知らず「以交薪焼於竈」のくだりである。岩崎本の「交」の訓は「カテ、」とある。萬葉集の「合」は巻第十六の短歌(三二八九)の「蒜都伎合而」にみえ、ヒルツキカテテの訓が一般である。

動詞が名詞に前接して複合語を作るには連用形によるのが普通である。古代語でも「出で湯」のようにその形式が普通であったが、他の方法も用いられた。「行くさ来さ」「垂水」「泉(＝出づ水)」などは、動詞の終止形あるいは基本形によるものである。特にあとの二例は「みづ」の古形「み」を含み、よほど古い成立かと思われる。さて、下二段動詞「かつ」を「交」で書くのは当然だが、その語尾がア列音に転じて名詞に前接する複合はどの程度に流通したのだろうか。そのたぐいかとして思いつく、明く―明時、荒る―荒野、長く―高嶺などは、それぞれ対応する形容詞「明し、荒し、高し」によると解釈しても不都合はない。だが、動詞「交つ」に対応する形

容詞は見あたらない。

いま一度視線を転ずると、次のような語がみえてくる。

棄つ↓すたへ「棄戸」(神代紀・上)

曲ぐ↓まがたま「勾玉」(神代紀・上)

向く↓むかばき「行滕」(萬葉集・三八二五)

棄戸の語義には不明な点が残るが、訓注「須多杯」によつて語形は確実に把握できるので、「棄つ」の語尾をア列音にして名詞と複合した形と解釈して不都合はない。古代語には自動詞「まがる」も存在したので、勾玉は、自他両動詞の語根マガを前項として形成されたと解釈しうるだろう。行滕は、基本形が同じ「向く」をもつ自動詞と他動詞のいずれによる成立か判別しがたい。

次の二つは四段活用動詞によるとされている。

垂る↓たらちね「垂乳根」(萬葉集)

潜く↓くかたち「盟神探湯」(允恭紀四年)

「くく」は潜る意であるが、盟神探湯は、神に誓つて熱湯に手を潜らせ、事の正邪を判ずること。文証はないが他動詞とみてよいだろう。

右の挙例の多くが神話的文脈の叙述や冠辞にみえるのは、やはり古い時期の成立であることを意味するのだろうか。交野の表記が奈良時代にうまれたことを考えると、この語形成のしくみがまだ存したことになる。

## II 葛葉郷

当郡の名にかかわる用例は古代文献に多く、樟葉(崇神紀十年九月)・樟葉宮(継体紀元年正月)・樟葉駅(統紀和銅四年正月)・楠葉里(行基年譜)など、意字表記は「樟葉」「楠葉」である。古事記には仮名書きの久須婆之度(崇神)・玖須婆之河(安康)があつて、古代「クスバ」とよばれたことは動かない。そうした中であつて、唯一、類聚國史の伝える日本後紀の延暦十一年「閏十一月庚寅、遊獵于葛葉野」が見える。これは、和名抄の郷名とともに「クスハ」の語形を主張しうる。

『古事記傳』は二十三之巻で、「今も楠葉村ありて、須を濁、波を清て呼なり、和名抄にも、葛字を書るは、中古より然呼しにや」というのみである。『地名辭書』は「古は須を清み婆を濁る。今は之に反し久受波と云ふ」とし、『地理志料』は「楠葛同訓、故互用之」とする。近年の地名叢書も特に問題にせず、『角川辭典』に「くずはのみや 樟葉宮(枚方市)」を継体天皇の宮の名とし、『地名大系』は「くずはごう」に、「葛葉(楠葉)の地名は現枚方市の楠葉に伝えられており、その所在については異論がない」として、明治期の記述態度とかわらない。『国史大辭典』も「くずはのみまき 樟葉牧」の見出しで特には言及しない。『訳注日本史料 日本後紀』(黒板伸夫・森田悌編)は、葛葉野を「くすはの」とよみ「葛葉は楠葉とも」と補注する。『枚方市史』第二巻は「葛葉郷はいうまでもなく旧楠葉村付近にあたる」とするのみである。このように「くずは 樟葉・楠葉」のねじれに一切注意を払わない古来の記述態度がわたしには不可解でならない。

用例を並べてごく単純に考えると、奈良時代から平安時代にかけて、クスバからクスハにかわり、日本後紀・和名抄の文字はその変化後の姿を残すのだ、ということになる。すると、平安時代の日記類にみえる「楠葉牧」

はクズハとよまれたのだろうか。しかし、日本語史において、樹木のクス（楠・樟）、蔓草のクス（葛）は語形が安定していた。この郷名においてだけ、なぜかかかる変化がおこりえたのか。楠・樟と葛との間で物と名がずれたまま現在に伝えられたのはなぜか。これは地名の変遷の問題なのか、日本語史の問題なのか。だが、これについて言及したものがあるといふことを聞かない。

わたしには妙案がない。ここには妄想に近い思いつきを披露する。

これまでもふれたことだが、ウ段音とオ段音の交替する現象が日本語史を通じて多くみられた。その中でスとソの交替に絞って先行研究を見ると、築島裕（1988）には平安時代の共時的な二形併存としてオホヨソ―オホヨス、ムソブームスブがあり、「u―oの交替するものが特に多いやうであつて、總じてa・u・oといふ後母音についての交替が多い」とする。大坪併治（2002）にはサスラフ―サソラフがあがつている。なお、サ行子音の音価も考慮すべきだといふ意見もあるだろうが、当郷のばあい、清濁の転換が関わるので、そこまで配慮する必要はなからう。

漢字表記が「楠／樟」から「葛」にかわつた「葛葉野」が、日本後紀の桓武天皇の遊獵記事に初めて登場するのは、右の事情が関与するのではないか。スとソの交替によつて「楠葉／樟葉」はクソバとも発音されることがあつた。これは、古事記が伝える当郷の地名起源説話の原形「葛禪」<sup>くそば</sup>を思いださせる。天皇の遊獵のにわがクソバでは困るといふ意識がはたらき、u―oの交替がおこつたうえに、清濁音の入れかえが生じてクズハに転じたのではないか。



弓削は、今なお地名に姓に常用されており、よみかたを疑う人はあるまい。だが、この漢字列「弓削」がなぜ「ユゲ」とよめるのか。岩波古語辞典に「弓(ゆみ)削(け)の転」とするのは平均的な解釈のようだが、削は決して自明のことではない。

文献には、弓削河原(萬葉集一三八五)、弓削行宮(統紀天平神護元年十月)、弓削寺(同)、弓削朝臣(同・宝龜元年四月)などが多い。統紀神護景雲三年十月の称徳天皇行幸条に「由義宮」が初見し、翌年まで七回みえる。この宮は「弓削行宮」を改名したものとと思われるが、そのことを伝える記事はない。他の表記は「若江郡遊宜村」(今昔物語集十二の十七)だけなので、「弓削」の安定ぶりがうかがえる。『新大系統紀』は「由義」をユギとよんでいる。古い訓字表記を音仮名表記にかえることは奈良時代一般の傾向で、「弓削」から「由義」への変更は珍しくはない。当郷のばあい、「義」の新しい音によってユギとよんだはずだ、新大系の校注者はそう判断したのでらうか。

万葉仮名「義」の絡む問題は他の固有名詞にもみられた。古代、美濃国の地名、そこを本拠として一般にムゲとよばれる氏族名には、牟宜・身毛・牟下・牟義・武義ほか多彩な表記があったが、和名抄では「武藝」郡と表記する。ここには、漢字「宜・藝・義」における漢字音の変化を反映する問題が生じた。その結果、後世の郡名に「武儀」、町・川・学校名などに「武儀・武芸・武義」が並存する複雑なことになったのである(工藤(2005c))。

「義」は、奈良時代にギ<sub>2</sub>・ゲ<sub>2</sub>両方の万葉仮名用例がある。萬葉集では巻第十六の長歌(三八八五)の終り近

くに「我が美義は 御塩のはやし」、常陸国風土記では香島郡の四月十日の男女の集会の歌謡に「神の御酒を多義と言ひければかもよ」とみえるのが、ゲ乙類の仮名の例である。

この宮の呼称が、ユゲ↓ユギ↓ユゲと転じたとする『新大系統紀』の解釈は、少し非現実的のように思う。行幸を機に地名をかえることは他にもあった。神亀元年十月、聖武天皇が「弱浦」を「明光浦」とかえたのがその例で続紀に記録された。この宮の表記を「由義」とかえることについて記事がないのは、行幸を記録するにあたって、必ずしも嘉なる文字とはいえない弓と削を避けた臨時の表記だったからではあるまいか。かくて、わたしは『新大系統紀』のよみは斬新すぎて賛成できないのである。

さて、「弓削」をユゲとよむ根拠を考えると、まず脳裏にうかぶのが、古代の文献に早く固定した固有名詞の表記、日下・帯である。この二つは、古事記の上表文で太安萬侶が、本のままにして改めずとした。この同類に飛鳥・長谷・出雲などがある。そのうち飛鳥は「あすか」の冠辞「とぶとり」が、長谷は「はつせ」の冠辞「ながたに」が、それぞれ本辞の表記に転移したのだろうとわたしは見ている。もとよりそれを証明することはできない。出雲はなお難しいが、その難しさは弓削とよくにている。出雲の頭字「出」はイツの訓を、弓削の頭字「弓」はユの訓を想起させるからである。なお、弓末・弓筈・弓束・弓弦・弓原など、古代の複合語には前項がユで現われる。だが、雲とモは対応せず、削とゲも対応するとはいえない。

これらの文字の背後には、現存文献が記録する以前に漢字と日本語とのあいだに生じたずれ、後世のわたしたちの知りえない事情があるのだろう。だが、それを包む霧は深く、手がかりは見いだせない。

〔文献〕本文中に略称によって書いたものを前に排する。

- 高山寺本 臨川書店刊(1968) 『諸本集成倭名類聚抄本文篇』による  
大東急本 雄松堂刊(1973) 『原装影印倭名類聚抄』による  
元和本 臨川書店刊(1968) 『諸本集成倭名類聚抄本文篇』による  
名博本 名古屋市博物館刊(1992) 『和名類聚鈔』による  
『地名辭書』 吉田東伍 『大日本地名辭書』(1900) 富山房刊 増補版(1966) による  
『地理志料』 郵岡良弼 『日本地理志料』(1902) 臨川書店刊(1966) の複製本による  
『角川辭典』 角川日本地名大辭典 『大阪府』(1983) 角川書店  
『地名大系』 『日本歴史地名大系 大阪府の地名II』(2001) 平凡社  
『池邊考證』 池邊彌 『和名類聚抄郡郷里驛名考證』(1981) 吉川弘文館  
奈文 研(1993) 『平城宮発掘調査出土木簡概報二十七』 奈良国立文化財研究所  
篠 勲(1960) 『正倉院文書大寶・養老戸籍の人名語の索引』 民間大学刊行会  
犬飼 隆(1989) 『有韻尾字による固有名詞の表記』(『木簡研究』 十一号) 木簡学会  
大坪併治(1961) 『訓點語の研究』 風間書房  
大野 透(1962) 『萬葉假名の研究』 明治書院  
金児祝夫(1947) 『ハ行動詞の音便形の沿革』(『國語と國文學』 第廿四卷七号) 東京大学国語国文学会  
岸田武夫(1984) 『国語音韻変化の研究』 武蔵野書院

工藤力男(1981)「古代文献における固有名詞の語形の変容」(『岐阜大学教育学部研究報告・人文科学』第二十九卷)

同右(1990)「木簡類による和名抄地名の考察―日本語学のたちばから―」(『木簡研究』十二号)木簡

学会

同右(2003)「和名抄地名新考」(『成城文藝』百八十三号)

同右(2004a)「同右(一)」(『同右』百八十六号)

同右(2004b)「同右(二)」(『同右』百八十七号)

同右(2005a)「古代地名の西東」(『歴史地名通信』50)平凡社

同右(2005b)「和名抄地名新考(四)」(『成城文藝』百九十号)

同右(2005c)「濃飛和名抄地名新考」(『岐阜史学』百一号)岐阜史学会

築島 裕(1969)『平安時代語新論』東京大学出版会

馬淵和夫(1971)『国語音韻論』笠間書院

安田尚道(1991)「人数詞」(『國語學』第百六十四集)国語学会

山口佳紀(1972)「中古」(松村明著『国語史概説』秀英出版)